参　考　資　料

参考資料-1

１、適正規模に係る法令など

学校教育法施行規則第１７条では、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定しています。

また、文部省助成課資料『これからの学校施設づくり』のなかで、学校の基本的条件を充たすための指標とし学校規模を学級数別に次のとおり分類しています。

学級数による学校規模の分類

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

（昭和 59 年　文部省助成課資料『これからの学校施設づくり』資料より）

２、小規模校の長所・短所

区　　分	長　　所	短　　所
学習指導上から	１）児童に直接関わる指導が行いやすく、学習面おいては一人ひとりに目がゆきとどき、児童の発言・発表の機会も多くなる。 ２）多学年間の交流が図られやすい。 ３）児童会や学校行事などで、すべての児童に活動の場を与えることができる。 ４）教職員が全校の児童の実態を把握することができる。	１）課題解決学習などの場合、発想や着眼点が固定化しやすく、また相互の考えを交流させて新たな着想を得るなどの発展的な学習が成立しにくい。 ２）多様なグループやチームが編成しにくく、グループ学習や体育における団体競技種目、音楽における合唱や合奏活動が展開しにくくなる。 ３）運動会や学芸会などの学校行事において、種目や演目が限定され、活気に欠けたり、一人ひとりの負担が大きくなったりしがちである。 ４）友達との交流の機会が少なくなることにより、協調性や連帯感を培うことや社会性を育成

		することが難しくなる。 ５）お互いに切磋琢磨し、向上しようとする意欲やたくましさを育てる点で心配がある。 ６）クラブ活動において、多様な種類のクラブが開設しにくい。
児童の生活面から	１）互いの考え方や行動を理解しやすく、人間関係が深まる	１）学校内、学級の人間関係が固定化し、集団内の人間関係から得られる刺激や情報量に限界が生じ、視野が狭くなりがちとなる。特に１学年１学級の場合、児童は卒業まで同一学級で過ごすことになり、学級内における人間関係が固定化する傾向がある。 ２）教員が研修や出張などで学校を離れるときに、教員数が少ないために、自習の学級が多くなることや、放課後等の児童生徒の活動が制限されることがある。
学校運営上から	１）学校施設を余裕をもって使用できる。 ２）指導指針について、全教職員の共通理解が図られやすい	１）一人の教員が複数の公務を担当することになり、多忙化が懸念される。 ２）教員の研修参加が時間の関係で難しくなる。 ３）学年での打合せや教科の指導に関する協議の時間などがとりにくくなる。 ４）教員に出張や年休があった場合、補教を組みにくく、授業に支障をきたす場合もでることが心配される。 ５）修学旅行や移動教室で、少数の教員が担当するため指導・管理が手薄になり、万一不足の事態

		が生じた場合、対応に苦慮することが心配される。

参考資料-2

市内小学校の標準学級数との比較

（Ｈ１７．５．１現在）

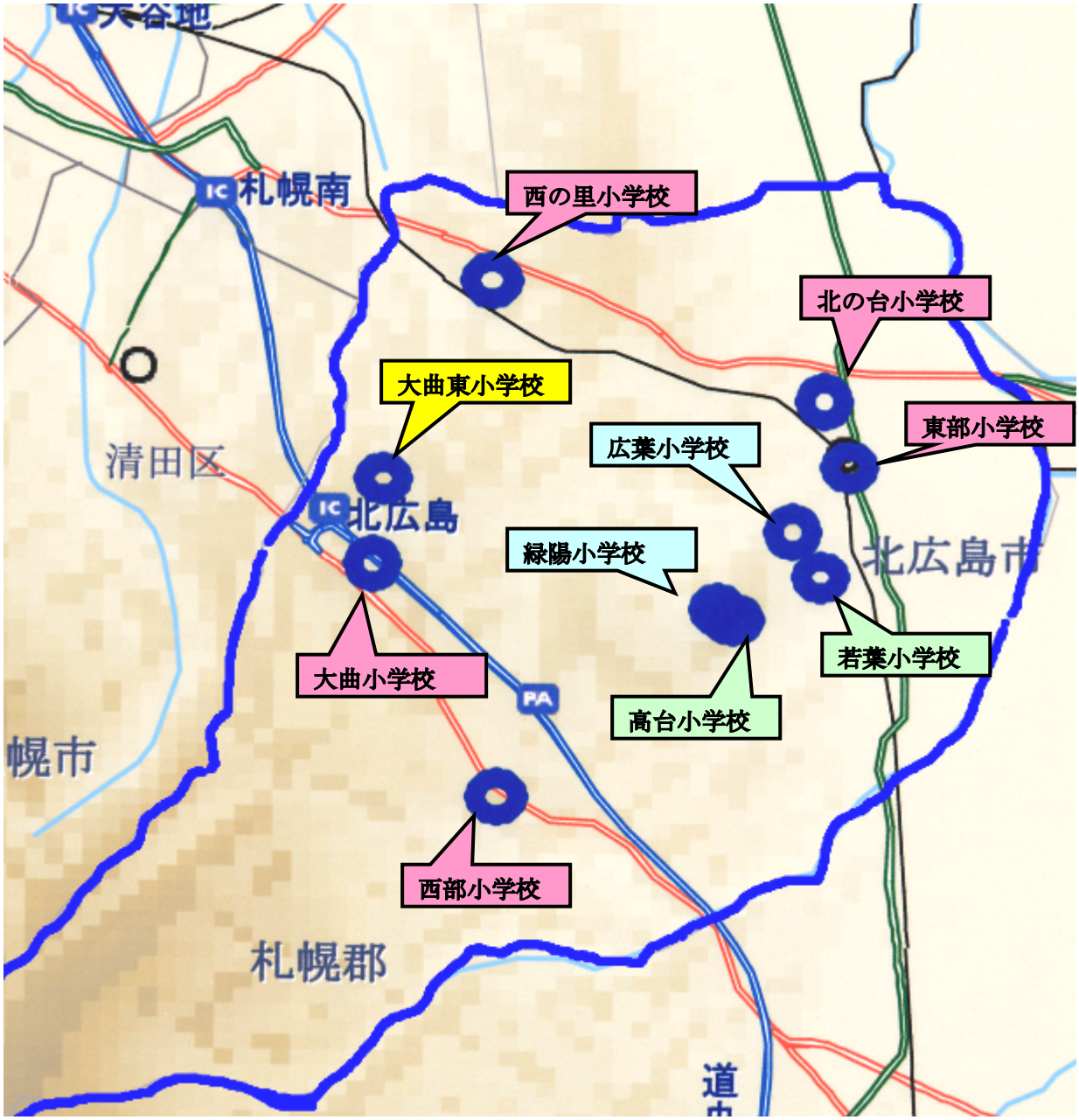

注）

標準学級内にある小学校	標準学級でない小学校（１学年１学級）
標準学級でない小学校（１１学級以下）	標準学級でない小学校（１８学級以上）

標準学級の範囲にない小学校の学級数の推計

1）小規模校

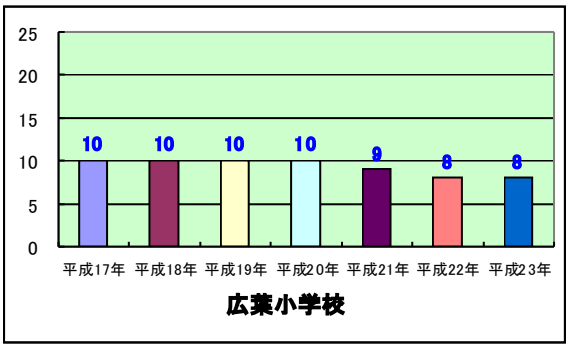

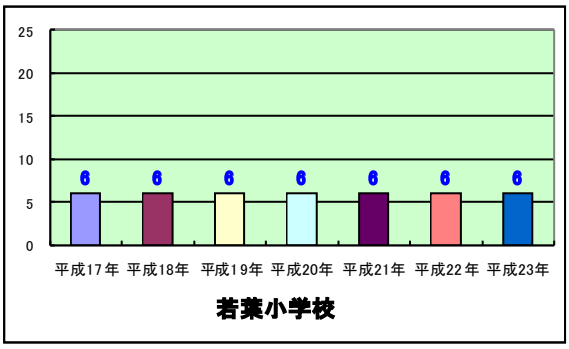

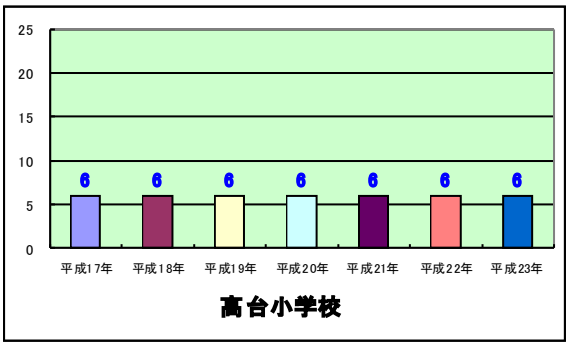

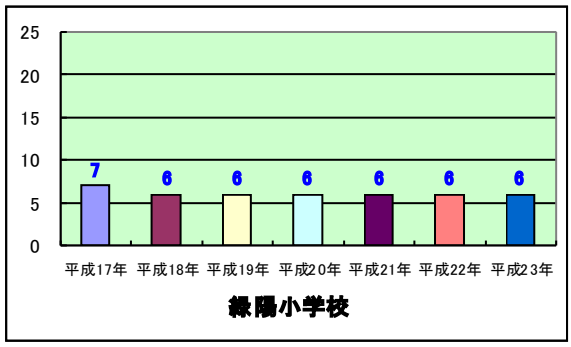
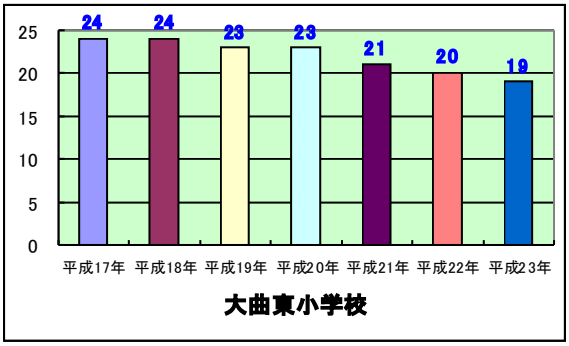
2）規模の大きな学校（『これからの学校施設づくり』資料では、適正規模の範囲内）